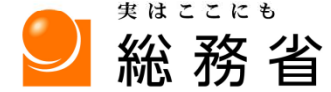


(案)

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs  
and Communications

平成21年12月9日

## 独立行政法人の事務・事業の見直し結果(概要)

—政策評価・独立行政法人評価委員会による「勧告の方向性」—

〔「平成21年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の主要な事務  
及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」〕

### 【勧告の方向性とは】

中期目標の期間(3～5年)が終了する際、各主務大臣が組織・業務全般の見直しを行う仕組みとなっています。その中で、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:岡素之・住友商事(株)代表取締役会長、独立行政法人評価分科会長:富田俊基・中央大学法学部教授)は、主務大臣が見直しを検討するに当たり、各法人の主要な事務・事業の改廃について、「勧告の方向性」という形で指摘事項を取りまとめ、主務大臣に通知します。本年は、平成21年度に中期目標期間が終了する6つの独立行政法人及び日本司法支援センターを対象に指摘(延べ65項目)を取りまとめています。

⇒ ポイントは1頁、法人別の主な指摘事項は2頁及び3頁、指摘事項の具体例は4頁から8頁までを参照。

# 見直し結果のポイント

## 共通指摘事項

- 効率化目標の設定
- 給与水準の適正化等
- 契約の点検・見直し

## 組織・体制の見直し

- 施設の廃止 日本原子力研究開発機構
- 地方事務所の見直し 医薬基盤研究所、産業技術総合研究所、日本司法支援センター
- 職員配置の見直し 年金積立金管理運用、日本司法支援センター

## 事業の見直し

- 事業の有効性の検証 医薬基盤研究所

## 経費の節減

- 支所等の廃止 日本原子力研究開発機構、医薬基盤研究所
- 債権の回収 医薬基盤研究所、日本司法支援センター

## 業務運営の効率化

- 業務フローの見直し 国立公文書館、日本原子力研究開発機構
- 改善方策の検討、実施 見直し対象の全法人
- 研究開発の重点化 日本原子力研究開発機構、医薬基盤研究所、産業技術総合研究所
- 契約方法の見直し 医薬基盤研究所

## 情報開示の徹底、改善

- 業務運営の透明性の確保 年金積立金管理運用
- 法人の業務への信頼の確保 日本原子力研究開発機構、医薬基盤研究所、産業技術総合研究所
- 国民への情報提供の改善 日本司法支援センター

# 法人別の主な指摘事項

主務府省	法人名	実態・課題	主な指摘事項	頁
内閣府	国立公文書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公文書管理法の施行(平成23年6月まで)に伴う業務量の増加に適切・効率的に対応することが必要</li> <li>○ 電子処理の進展に伴い、電子媒体による公文書の移管・保存が平成23年度から開始予定</li> </ul>	<p>⇒遅くとも公文書管理法の施行までに、既存の事務・事業について、業務フロー等を見直し</p> <p>⇒紙媒体の歴史公文書等の保存方法として、マイクロフィルム、デジタル双方のメリット・デメリットを技術面・経費面から平成22年度末までに検討し、結論</p>	3
文部科学省	日本原子力研究開発機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年度内に高速増殖原型炉「もんじゅ」が約14年ぶりに運転再開予定。その間、維持管理等に多額の経費が費やされる一方、予定されていた研究開発が行えず、国民の期待と信頼を大きく毀損</li> <li>○ 地域住民による正しい原子力の理解増進に資するために運営されている展示施設等については、その利用率が低い水準となっており、コストに見合った効果が得られていない状況</li> <li>○ 事故・トラブル等の緊急時対応用の分室については、必要とされる機能等が明確ではないものがあり、その存続について見直すことが必要</li> </ul>	<p>⇒「もんじゅ」の停止期間中の経費、研究成果等を国民に分かりやすく公表</p> <p>再開後の研究開発の進行管理の徹底を図る観点から研究計画・研究成果を明確化</p> <p>事故等による研究開発の遅延を防止するため、システム等を検証し、所要の見直し。その状況の公表</p> <p>⇒利用効率の向上等を図るために策定したアクションプランの見直し等による展示施設等の運営の効率化</p> <p>「テクノ交流館リコッティ」(東海村)の在り方を見直し</p> <p>⇒① 青山分室(港区)は、その位置付けについて納得の得られる説明ができない場合は廃止 <u>《4頁参照》</u></p> <p>② 東海・阿漕ヶ浦(東海村)の両分室のように、近隣に複数の分室が存在するものは、一方の分室については廃止を含め在り方を見直し</p>	7
厚生労働省	医薬基盤研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実用化研究支援事業では、繰越欠損金が54億円(平成20年度末現在)発生。また、既採択案件が計画どおり進捗していない状況</li> <li>○ 培養細胞の提供について、特定の財団法人との提携関係が合理的な理由なく継続</li> <li>○ 薬用植物資源研究センター和歌山研究部は近畿圏の薬用植物の栽培のみ実施</li> </ul>	<p>⇒民間の医薬品等の開発を支援する方策としての有用性、有効性を検証し、事業の在り方を見直し</p> <p>⇒業務提携の在り方を見直し、必要な委託業務は一般競争入札等競争性のある契約に移行 <u>《5頁参照》</u></p> <p>⇒栽培業務の薬用植物資源研究センター筑波研究所への集約化などにより、和歌山研究部を廃止</p>	15

主務府省	法人名	実態・課題	主な指摘事項	頁
厚生労働省	年金積立金管理運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則3年で見直すこととしている運用受託機関の見直しが行われていない資産がある</li> <li>○ 基本ポートフォリオの策定や運用状況等の監視などに重要な役割を担う運用委員会の審議の透明性の確保を図ることが必要</li> <li>○ 法人全体の規模からみて管理部門の要員を見直す等効率的・効果的な体制とする必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直し</li> <li>⇒市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に発言者名を明らかにした議事録を公表 <u>《6頁参照》</u></li> <li>⇒管理部門、調査研究部門及び運用部門の人員配置の見直し</li> </ul>	19
経済産業省	産業技術総合研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでの主要6分野ごとの研究開発の重点化の取組はもとより、今後は、実用化・製品化後の姿を見据えたリソースの重点的な投入が必要</li> <li>○ 研究成果の実用化・製品化に向けて、異なる研究分野や領域を融合した取組の充実が課題</li> <li>○ 産総研及び地域の研究開発戦略における地域センターの役割について検証が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒更なる選択と集中による実用化・製品化を見据えた研究開発への重点化</li> <li>⇒省庁間の壁を越えた研究成果の実用化・製品化の取組における中核的な結節点としての機能の発揮</li> <li>⇒各地域センターの研究機能及び産学官の連携機能の発揮に係るこれまでの取組の成果を踏まえ、各センターの機能の大胆な見直し</li> </ul>	25
国土交通省	日本高速道路保有・債務返済機構(注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成20年11月の交通需要推計によれば、今後交通量は減少傾向</li> <li>○ 債務返済に係る資金調達の殆どが、長期債の発行となっている</li> <li>○ 高速道路会社の管理費は、3年連続で3%から5%程度、実績が計画を下回っている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒道路資産の貸付料への影響が認められる場合、新規引受債務の限度額等を精査、返済計画を見直し <u>《7頁参照》</u></li> <li>⇒(例えば、金利の変動状況を踏まえつつ短期の債券の発行など)更なる資金調達の多様化</li> <li>⇒道路が常時良好な状態に保たれるよう留意しつつも計画管理費の算定を厳格化</li> </ul>	35
法務省	日本司法支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民事裁判費用の立替金において、毎年度、多額のリスク管理債権が発生</li> <li>○ 情報提供を行うコールセンターについては、東京23区内に設置する必要性は少ない</li> <li>○ 支部と出張所が近接して設置されているものがある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒当該立替金に係る債権管理・回収計画の策定、効果的な償還促進方策の実施 <u>《8頁参照》</u></li> <li>⇒経済性の観点等から、コールセンターの地方移転を検討</li> <li>⇒業務量、体制及び費用対効果を踏まえた、支部・出張所の廃止を含めた見直し</li> </ul>	41

(注) この勧告の方向性における指摘は、同法人に係る現行制度の維持される期間が継続される場合を前提としたものであり、今後の高速道路の原則無料化と併せて行われる、同法人の組織・業務に関する検討を前提としたものではない。

## 【具体例①】 ～保有資産の見直し(日本原子力研究開発機構)～

実態	勧告の方向性(案)
<p>日本原子力研究開発機構は、全国に8か所に分室を設置しており、機構内外の事故・トラブル等の緊急時対応のため、今後も存続させる必要があるとしている。</p> <p>しかし、これら8か所の分室のうち青山分室については、近郊に原子炉施設や大規模な研究施設を有していないことから、緊急時に必要とされる機能やその位置付けが明確となっていない。</p> <p>※ 青山分室の概要</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○住所:東京都港区南青山 5丁目396番</li><li>○規模:敷地面積542.14㎡ 建面積343.50㎡</li></ul>	<p><u>青山分室については、緊急時に必要とされる機能や分室の位置付けについて国民に納得の得られる説明ができない場合、廃止するものとする。</u></p>

## 【具体例②】 ～公益法人との業務提携の在り方の見直し(医薬基盤研究所)～

実態	勧告の方向性(案)
<p>医薬基盤研究所は、財団法人ヒューマンサイエンス振興財団との業務提携(同財団に細胞株を無償で独占的に提供し、同財団を通じて国内外の研究者への分譲を実施。分譲による収益は同財団のもの。)により、培養細胞の開発・提供業務を実施している。</p> <p>しかし、同財団による培養細胞の分譲に当たっては、<b>医薬基盤研究所による技術支援が不可欠となっているなど、提携の相手方を同財団に限定しなければならない合理的な理由は認められない。</b></p> <p>また、医薬基盤研究所と同財団との協議により、平成17年度から技術支援に対する対価として同年度の分譲による収益を勘案した技術支援料(平成20年度は1,000万円)が支払われているが、金額については、その後見直しが行われておらず、分譲による収益に応じたものとなっていない。</p> <p>※ 財団法人ヒューマンサイエンス振興財団の概要            ○役員数&lt;平成21年3月現在&gt;:会長1人、理事長1人、専務理事1人、常任理事8人、理事26人、監事3人の計40人(うち厚生労働省出身者 6人)            ○平成20年度収支:収入27.7億円、支出29.7億円</p>	<p>培養細胞の開発・提供業務については、財団法人ヒューマンサイエンス振興財団との関係の透明性、自己収入の確保を図る観点から、<b><u>次期中期目標期間内に、現在の同財団との業務提携による分譲の在り方を見直し</u></b>、分譲は医薬基盤研究所自らが実施する形に改め、<b><u>必要な委託業務については、一般競争入札をはじめ競争性のある契約形態とするものとする。</u></b></p> <p>なお、当面の措置として、技術支援料については、培養細胞の分譲による収益に見合った対価を徴収するものとする。</p>

## 【具体例③】 ～運用委員会の議事録の公表(年金積立金管理運用)～

実態	勧告の方向性(案)
<p>年金積立金管理運用独立行政法人においては、<b>基本ポートフォリオの策定や年金積立金の運用状況等の監視などに経済・金融の専門家等の学識経験者からなる運用委員会が重要な役割を担っている。</b></p> <p>運用委員会については、現在、議事要旨を公表しているが、<b>議事録の公表は行っていない。</b></p> <p>なお、議事録の公表時期によっては、市場に影響を与えるおそれがあることには留意が必要。</p> <p>※ 運用委員会の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命。</li> <li>○ 委員11人以内で構成。平成21年11月末現在、委員10人(委員長:米澤康博 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授)。</li> <li>○ 基本ポートフォリオの審議や年金積立金の運用状況等の監視等を担う。</li> </ul>	<p>基本ポートフォリオの策定や年金積立金の運用状況等の監視などに経済・金融の専門家等の学識経験者からなる運用委員会が重要な役割を担っている。<u>運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に発言者名を明らかにした議事録を公表するものとする。</u></p>

## 【具体例④】 ～債務返済計画の見直し(日本高速道路保有・債務返済機構)～

実態	勧告の方向性(案)
<p>日本高速道路保有・債務返済機構は、高速道路に係る道路資産を保有し、その道路資産を高速道路会社へ貸付け、その貸付料により道路関係四公団から承継した債務及び協定に基づき高速道路会社から引き受けた高速道路の新設等に係る債務等の返済を行っている。</p> <p>この債務は、道路関係四公団の民営化から45年以内に完済することとされており、機構は、交通需要予測などを踏まえ、それまでの債務返済計画を作成し、高速道路会社との協定を締結している。</p> <p>※ 20年度末時点における有利子債務残高 30兆6,840億円</p>	<p>現行の協定は、平成11年度の交通センサス調査に基づく交通需要予測によっているところであるが、平成20年11月の交通需要推計によれば、<u>現行協定の前提となった交通需要推計よりも今後交通量が減少傾向にある</u>ことが示されている。<u>今後、高速道路料金収入の減少など、道路資産の貸付料に対する影響が認められる場合には、新規引受債務の限度額等について精査し、債務返済計画を見直すものとする。</u></p>



## 【具体例⑤】 ～業務運営の改善(日本司法支援センター)～

実態	勧告の方向性(案)																
<p>日本司法支援センターでは、資力の乏しい国民を対象に、民事裁判手続に要する費用の立替払い等を行う民事法律扶助業務を実施している。</p> <p>当該立替金の償還割合は、毎年度、60%台で推移しており、多額の貸倒懸念債権や破産更生債権が発生している状況。また、援助件数は年々増加傾向にある。</p> <p>当該業務の財源としては、運営費交付金が主体となっている。</p> <p>※ 民事法律扶助業務に係る新規立替額、償還額及び償還割合</p> <table border="1" data-bbox="300 1109 1061 1342"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規立替額</td> <td>52.9億円</td> <td>110.8億円</td> <td>126.4億円</td> </tr> <tr> <td>償還額</td> <td>33.7億円</td> <td>75.8億円</td> <td>83.8億円</td> </tr> <tr> <td>償還割合</td> <td>63.7%</td> <td>68.4%</td> <td>66.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 日本司法支援センターは、平成18年10月から業務開始。</p>	区分	平成18年度	19年度	20年度	新規立替額	52.9億円	110.8億円	126.4億円	償還額	33.7億円	75.8億円	83.8億円	償還割合	63.7%	68.4%	66.3%	<p>本業務は資力の乏しい方を対象としたものであるが、<u>運営費交付金を主な財源としている以上、可能な限り国の歳出を増大させないことが必要</u>であることから、以下の措置を講ずるものとする。</p> <p>① 年度ごと、地方事務所等ごとの<u>債権管理・回収計画を策定し、毎年度、当該債権の管理・回収状況について検証の上、厳格に評価するとともに、不断に見直すものとする。</u></p> <p>また、生活保護受給者等に係る債権等、償還の見込みのない債権については、償却も含め検討し、適切に処理するものとする。</p> <p>② 初期滞納者に対する督促の強化やコンビニエンスストアを利用した償還を促進する等、<u>立替金の償還滞納者に対する効果的な督促方法や償還方法を工夫することにより、民事法律扶助立替金の償還を促進するものとする。</u>その際、償還割合の高い地方事務所における取組を把握し、効果的な方策を活用するものとする。</p>
区分	平成18年度	19年度	20年度														
新規立替額	52.9億円	110.8億円	126.4億円														
償還額	33.7億円	75.8億円	83.8億円														
償還割合	63.7%	68.4%	66.3%														

# (参考1) 政策評価・独立行政法人評価委員会について

## 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

## 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成12年政令第316号)

(総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会)

第一条 独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第三十二条第三項(日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)第二十六条、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第三十五条及び総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第四十八条において準用する場合を含む。)の政令で定める審議会は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会とする。

## 政策評価・独立行政法人評価委員会

- 政策評価・独立行政法人評価委員会(政独委)は、総務省に設置されている審議会です。
- 独立行政法人の評価や見直しに関しては、通常の審議会と異なり、大臣からの諮問を受けて審議・答申するのではなく、委員会自らが主体となって評価活動や勧告などを行います。
- 政独委の下に、政策評価分科会と独立行政法人評価分科会が設置されており、独立行政法人の見直しは后者が担当しています。さらに、独立行政法人評価分科会の下には、5つの府省別ワーキング・グループが置かれています。

## 政策評価・独立行政法人評価委員会委員名簿

[平成21年9月現在]

委員長	おがもと 素之 住友商事㈱代表取締役会長	
【政策評価分科会】		
分科会長	かねもと 金本 良嗣 東京大学大学院経済学研究科・公共政策大学院教授	委員長代理分科会長
委員	ふじい 藤井 眞理子 東京大学先端科学技術研究センター教授	とみた 富田 俊基 中央大学法学部教授
	もいずみ 森泉 陽子 神奈川大学経済学部教授	委員
臨時委員 専門委員	( 略 )	
	あがた 縣 公一郎 早稲田大学大学院公共経営研究科長	あさば 浅羽 隆史 白鷺大学法学部教授
	あそぬま 阿曾沼 元博 国際医療福祉大学国際医療福祉総合研究所教授	あらはら 荒張 健 公認会計士
	いづつ 稲継 裕昭 早稲田大学大学院公共経営研究科教授	うづま 梅里 良正 日本大学医学部准教授
	おがもと 岡本 義明 三菱UFJリサーチ&コンサルティング㈱政策研究事業本部主席研究員	かじかわ 梶川 融 太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員(CEO)
	かわの 河野 正男 中央大学経済学部教授	かわむら 河村 小百合 ㈱日本総合研究所調査部主任研究員
	きむら 木村 琢磨 千葉大学大学院専門法務研究科教授	くろかわ 黒川 行治 慶應義塾大学商学部教授
	くらた 黒田 壽二 金沢工業大学学園長・総長	すずき 鈴木 豊 青山学院大学大学院教授 会計プロフェッション研究科長
	たかぎ 高木 佳子 弁護士	たがら 田淵 雪子 ㈱三菱総合研究所主席研究員
	たまい 玉井 克哉 東京大学先端科学技術研究センター教授	のぐち 野口 貴公美 中央大学法学部教授
	まつだ 松田 美幸 学校法人麻生塾法人本部ディレクター	みやま 宮本 幸始 東京電力㈱常任監査役
	やまもと 山本 清 国立大学財務・経営センター研究部教授 東京大学大学院教育学研究科教授	やまや 山谷 清志 同志社大学政策学部教授



## (参考2)「勧告の方向性」の対象7法人の概要

所管府省	法人名	現在行っている主な業務	常勤職員数(人)	H21予算(億円)	国の財政支出(億円)
内閣府	<b>国立公文書館</b>	・歴史資料として重要な公文書等の保存及び一般公開	41	21	21
文部科学省	日本原子力研究開発機構	・原子力に関する基礎的研究及び応用の研究 ・核燃料サイクルを確立するために必要な技術の開発	4,683	1,982	1,848
厚生労働省	医薬基盤研究所	・医薬品技術及び医療機器等技術に関する研究開発及びその振興	83	129	122
	年金積立金管理運用	・厚生年金保険及び国民年金における積立金の管理・運用	76	140,791	—
経済産業省	産業技術総合研究所	・鉱工業の科学技術に関する研究・開発等 ・地質の調査 ・計量の標準設定、計量器の検定、検査、研究、開発、教習等 ・産業技術力強化法に規定する技術経営力の強化に寄与する人材の養成等	3,115	867	670
国土交通省	日本高速道路保有・債務返済機構	・高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け ・承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含む。)	84	39,196	775
法務省	日本司法支援センター	・法的紛争解決制度に関する情報の提供(情報提供業務) ・資力に乏しい国民に対する弁護士費用の立替え(民事法律扶助業務) ・国選弁護人の選任、報酬・費用の支払い(国選弁護関連業務) ・司法過疎地域における法律事務の実施(司法過疎対策業務) ・犯罪被害者支援に関する情報の提供(犯罪被害者支援業務)	614	397	262

(注1) 常勤職員数(任期付きの常勤職員を含む。)は平成21年1月現在。

(注2) H21予算は当初予算ベースの21年度計画における支出予算の総額(他勘定への繰入れを含む。)

(注3) 国の財政支出は「平成21年度予算及び財政投融资計画の説明」(財務省主計局・理財局)による。なお、日本司法支援センターは、法務省の平成21年度当初予算による。

(注4) 斜字の法人は、役職員に国家公務員の身分を与えている独立行政法人(特定独法)。

[本件連絡先]

総務省行政評価局 独立行政法人担当評価監視官室

評価監視官 : 横山 均

評価監視官 : 菅原 希

総括評価監視調査官 : 野竹 司郎

総括評価監視調査官 : 萬谷 優人

TEL : 03-5253-5444、5460

FAX : 03-5253-5443

E-mail : [dokuhyouka@soumu.go.jp](mailto:dokuhyouka@soumu.go.jp)